○総務省告示第百四十号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）第一条第二項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百十三号（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

国立大学法人北海道大学附属図書館北分館の項中「北分館」を「北図書館」に改める。

国立大学法人北海道大学スラブ研究センター図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人北海道大学大学文書館　北海道札幌市北区北八条西五

国立大学法人山梨大学附属図書館医学分館の項中「中巨摩郡玉穂町」を「中央市」に改める。

国立大学法人名古屋大学物理学図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学化学図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学生命理学図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学地球惑星科学図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学数理科学図書室の項を削る。

国立大学法人名古屋大学情報連携基盤センター図書室の項中「情報連携基盤センター」を「情報基盤センター」に改める。

国立大学法人名古屋大学総合保健体育科学センター図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人名古屋大学博物館　愛知県名古屋市千種区不老町一

国立大学法人京都大学人文科学研究所図書室の項中「吉田牛ノ宮町」を「吉田本町」に改める。

国立大学法人京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センターの項中「漢字情報研究センター」を「東アジア人文情報学研究センター」に改める。

国立大学法人大阪大学附属図書館本館の項中「本館」を「総合図書館」に改める。

国立大学法人大阪大学附属図書館生命科学分館の項中「生命科学分館」を「生命科学図書館」に改める。

国立大学法人大阪大学附属図書館吹田分館の項中「吹田分館」を「理工学図書館」に改める。

国立大学法人大阪大学附属図書館箕面分館の項中「箕面分館」を「外国学図書館」に改める。

国立大学法人岡山大学附属図書館の項中「岡山市」を「岡山市北区」に改める。

国立大学法人岡山大学附属図書館鹿田分館の項中「岡山市」を「岡山市北区」に改める。

国立大学法人岡山大学附属図書館資源生物科学研究所分館の項中「資源生物科学研究所」を「資源植物科学研究所」に改める。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館情報事業センター図書館の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所　東京都立川市緑町一〇の一一

研究図書室

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所情報図書室の項中「板橋区加賀一の九の一〇」を「立川市緑町一〇の三」に改める。

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所図書室の項中「港区南麻布四の六の七」を「立川市緑町一〇の三」に改める。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究本部図書室の項中「宇宙科学研究本部」を「宇宙科学研究所」に、「相模原市」を「相模原市中央区」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構宮城工業高等専門学校図書館の項中「宮城工業高等専門学校」を「仙台高等専門学校名取キャンパス」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構仙台電波工業高等専門学校図書館の項中「仙台電波工業高等専門学校」を「仙台高等専門学校広瀬キャンパス」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校図書館の項中「大字井岡」を「井岡」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構富山工業高等専門学校図書館の項中「富山工業高等専門学校図書館」を「富山高等専門学校図書館情報センター本郷図書館」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構富山商船高等専門学校図書館の項中「富山商船高等専門学校図書館」を「富山高等専門学校図書館情報センター射水図書館」に、「新湊市」を「射水市」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構徳山工業高等専門学校図書館の項中「大字久米」を「学園台」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構高松工業高等専門学校図書館の項中「高松工業高等専門学校」を「香川高等専門学校高松キャンパス」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構詫間電波工業高等専門学校図書館の項中「詫間電波工業高等専門学校」を「香川高等専門学校詫間キャンパス」に、「三豊郡詫間町大字香田」を「三豊市詫間町香田」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校図書館の項中「物部」を「物部乙」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構熊本電波工業高等専門学校図書館の項中「熊本電波工業高等専門学校」を「熊本高等専門学校熊本キャンパス」に、「菊池郡西合志町」を「合志市」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構八代工業高等専門学校図書館の項中「八代工業高等専門学校」を「熊本高等専門学校八代キャンパス」に改める。

独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校図書館の項中「姶良郡」を「霧島市」に改める。

独立行政法人国立国語研究所図書館の項を削る。

独立行政法人産業技術総合研究所中国センター図書室の項中「呉市広末広二の二の二」を「東広島市鏡山三の一一の三二」に改める。

○総務省告示第百四十一号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の補助金から適用する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

第一条の表を次のように改める。

区分	施設の種類	基準額（単位千円）
	災害対応特殊消防ポンプ自動車	
	ＣＤ－Ⅱ型	15,969
	ＣＤ－Ⅰ型	12,753
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	
	Ⅱ型	17,793
	Ⅰ－Ｂ型	17,367
	Ⅰ－Ａ型	16,014